

首都圏整備計画(平成13年策定、平成18年修正) 抜粋

1 道路

1) 基本方針

首都圏における分散型ネットワーク構造の形成、大都市圏相互や地方都市圏との双方向的・水平的な広域連携の活発化、国際的な交流に資する道路の整備を推進する。

このため、東京中心部と広域連携拠点等を連絡し、効率的なネットワークを形成する環状方向と放射方向からなる高規格幹線道路網等の整備においては、特に、目標年次に沿った計画の確実な進捗を図り、事業全体のスケジュールを明らかにする取組を一層進める。

東京中心部においては、円滑な都市の活動と渋滞の緩和等を図るため、首都高速道路等の整備を推進する。

近郊地域では、広域連携拠点を始めとする拠点的な都市相互を結ぶ環状拠点都市群の育成に資する道路や関東北部地域、関東東部地域、内陸西部地域、東京中心部との連携の強化に資する道路として、地域高規格道路等の整備を推進するとともに、これらの都市内等における道路交通の円滑化と良好な市街地形成に資する道路の整備を推進する。

関東北部、関東東部、内陸西部地域の都市開発区域においては、都市開発区域相互や、近郊地域との連携の強化に資する道路、高規格幹線道路へのアクセスに資する道路等の整備を推進するとともに、区域内の都市部における円滑な交通等を実現するための道路の整備を推進する。

2) 広域的な事業の概要

大都市圏相互や地方都市圏との双方向的、水平的な広域連携の活発化に資する第二東名高速道路等の整備を推進する。

首都圏における分散型ネットワーク構造の形成や通過交通に対応し渋滞の緩和等を図るため、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線等特に重要となっている環状方向の道路の整備を重点的に推進するとともに、東関東自動車道等の放射方向の道路の整備を推進する。関東北部や内陸西部の中核都市圏相互やこれらと首都圏に近接する地域を連絡する北関東自動車道、中部横断自動車道等の整備を推進する。

3) 地域毎の事業の概要

(1) 東京中心部

首都高速道路(中央環状品川線、中央環状新宿線、晴海線)、高速1号線(2期)、同練馬線、同都心新宿線、同2号線(延伸)、同内環状線、第二東京湾岸道路等について事業中の区間の整備を推進するとともに、その他区間の調査を推進する。

一般国道1号、4号、6号、14号、15号、17号、20号、246号、254号、357号、主要地方道千代田練馬田無線、都市計画道路環状第2号線、環状第5の1号線、環状第6号線、放射第5号線、放射第7号線、放射第25号線等の整備を推進する。

小田急電鉄小田原線(下北沢駅付近)及び京浜急行電鉄本線(平和島～六郷土手)・空港線(京急蒲田～大鳥居)の連続立体交差化を推進するとともに、西武鉄道池袋線(練馬高野台～大泉学園)の連続立体交差化について検討する。

新交通システムとして、日暮里・舎人線(日暮里～見沼代親水公園)の整備を推進する。

近畿圏基本整備計画(第5次:平成12年策定) 抜粋

18. 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、普及の遅れている中小市町村の下水道整備、閉鎖性水域等における高度処理を推進するとともに、安全で安心できるまちづくりのため、総合的な下水道雨水対策施設の整備を推進する。また、下水処理水・下水汚泥や施設の上部空間等、下水道資源・施設の有効利用を推進するとともに、地震対策、再構築等の下水道施設の高度化を推進する。

このため、圏内の九頭竜川、北勢沿岸、琵琶湖、木津川、寝屋川、武庫川、大和川上流、紀の川等の流域下水道及び、圏内各市町村等の公共下水道、特定環境保全公共下水道等の整備を推進する。

20. 都市公園

- ① 都市公園は、都市の緑の中核として、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出、都市の防災構造の強化に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等国民の多様なニーズに対応する国民生活に密着した都市の根幹的施設であり、緑の基本計画等に基づき、計画的整備を進める。
- ② 国営公園については、一の府県の範囲を超えるような広域の見地から設置する公園として、淀川河川公園、国営木曾三川公園、国営明石海峡公園、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する公園として、国営飛鳥歴史公園の整備を進める。
- ③ 広域的なレクリエーション需要の増大及び多様化に対処し、災害時における広域防災拠点となる等の機能を有する大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)の整備を進める。このうち、広域公園として、北勢中央公園(三重県)、湖岸緑地(滋賀県)、宝が池公園(京都府)、寝屋川公園、山田池公園、大泉緑地、錦織公園、石川河川公園、蜻蛉池公園、せんなん里海公園、鶴見緑地(以上大阪府)、有馬富士公園、播磨中央公園、一庫公園、丹波並木道中央公園、三木総合防災公園、淡路島公園、神戸文明博物館群公園(以上兵庫県)、馬見丘陵広域公園(奈良県)等、また、レクリエーション都市として、熊野灘レクリエーション都市(三重県)の整備を進める。
- ④ 歩いていける範囲の公園ネットワークを構成し、災害時の一次避難地となる等の機能を有する住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)及び都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供し、災害時の広域避難地となる等の機能を有する都市基幹公園(総合公園、運動公園)の整備を推進する。このうち、総合公園として、丹南地域総合公園(仮称)(福井県)、大仏山公園(三重県)、春日山公園、びわこ文化公園(以上滋賀県)、深北緑地、毛馬桜之宮公園(以上大阪府)、北神戸田園スポーツ公園、神戸震災復興記念公園(以上兵庫県)、また、運動公園として、木津川右岸運動公園(仮称)、西京極運動公園、桂川緑地(以上京都府)等の整備を進める。
- ⑤ 地域の特性に応じて、特殊公園(風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園)や大気汚染、騒音等の公害の防止及び石油コンビナート地帯等における災害の防止等を図る緩衝緑地、都市の自然環境の保全及び都市景観の向上等を図る都市緑地、動植物の生息地等の保護を目的とし、都市の良好な自然的環境の形成を図る都市林、市街地における良好な居住環境の確保、災害時における避難路の確保等を図る緑道、商業・業務系の地域において都市景観の向上、周辺施設利用者の休息等の利用に供する広場公園の整備を進める。

中部圏基本開発整備計画(第4次:平成12年策定) 抜粋

3 港湾

国際交流拠点としての機能強化や物流の効率化等を図るとともに、良好な環境等を形成するための整備を推進する。

このため、国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル等の整備を推進するとともに、緑地、廃棄物海面処分場、耐震強化岸壁等の整備を推進する。

(1)伊勢湾の港湾

国際交流拠点としての機能強化等を図りつつ、一体的な広域港湾として機能するよう各港湾の特性に応じて整備を推進する。

また、船舶航行の安全確保等を図るため、中山水道航路の整備を推進する。

- 1) 名古屋港については、中部圏を代表する国際貿易港として、国際競争力の強化等を図るため、西部地区における国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナル、臨港道路等の整備を推進するとともに、海域環境の改善事業を推進する。また、内港地区における複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、緑地等の整備や港湾再開発を推進する。さらに、金城地区における港湾再開発を推進するとともに、内港地区と金城地区を結ぶ臨港鉄道金城ふ頭線の整備を推進する。
- 2) 四日市港については、国際交流拠点としての機能強化等を図るため、霞ヶ浦地区における国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナル、臨港道路等の整備を推進するとともに、富双地区における緑地の整備を推進する。
- 3) 三河港については、自動車関連の国際的流通拠点としての機能強化や海洋性レクリエーション拠点の形成等を図るため、多目的国際ターミナル、臨港道路、マリナー、緑地等の整備を推進する。また、周辺海域も含めて海域環境の改善事業を推進する。
- 4) 衣浦港については、地域の産業、物流を支える拠点としての機能強化等を図るため、多目的国際ターミナル、臨港道路、廃棄物海面処分場等の整備を推進する。
- 5) 津松阪港については、地域の物流を支えるための整備を推進する。
- 6) 鳥羽港については、観光及び海上交通の拠点として魅力的な空間を形成するため、小型旅客船ふ頭、緑地等の整備を推進する。
- 7) 東幡豆港については、地域の物流を支えるための整備を推進する。
- 8) 中部国際空港への海上アクセスのための施設について検討を進める。

5 空港等

中部圏における空港等の整備については、航空による国際交流の増大と国内航空ネットワークの充実に対する要請等に対応した整備を推進する。

中部国際空港については、中部圏における航空需要の増大に対応するため、空港島の造成、滑走路等の整備を推進する。

静岡空港及び能登空港については、国内航空ネットワークの充実を図るため、整備を推進する。

富山空港については、需要動向に対応しつつ、必要に応じてターミナル地域拡充整備を図る。

また、機動性の高い交通手段であり、かつ災害時の緊急輸送手段としても有用なヘリコプターの役割を踏まえ、岐阜地域におけるヘリポートの整備等について検討を進める。